

東京都子供・子育て会議
全体会議（第35回）
議事録

日時 令和8年1月22日（木）16時00分～17時39分

場所 東京都庁第一本庁舎33階 特別会議室N6

次第

1 開 会

2 検討事項

- 東京都子供・子育て支援総合計画（第3期）の評価指標について
- 東京都子供・子育て支援総合計画（第3期）の変更について
- 部会の設置について

3 報告事項

- 東京都子供・子育て会議への子供・若者の参画について

4 閉 会

出席委員

山本会長、安部副会長、高橋副会長、東委員、岩崎委員、遠藤委員、尾崎委員、角田委員、小林（美）委員、鈴木（崇）委員、島津委員、関委員、鳥居委員、前田委員、溝口委員、山崎委員、八木委員、矢島委員、山下委員、吉田委員、青木（政）臨時委員、首里臨時委員、清水臨時委員、鈴木（雄）臨時委員

配付資料

- | | |
|--------|---|
| 資料 1 | 東京都子供・子育て会議委員名簿 |
| 資料 2 | 東京都子供・子育て会議行政側名簿 |
| 資料 3 | 東京都子供・子育て支援総合計画（第3期）中間評価のための評価指標・アウトカム（案） |
| 資料 4 | 東京都子供・子育て支援総合計画（第3期）の変更について（案） |
| 資料 5 | 子供・子育て会議新部会の設置について |
| 委員提出資料 | |
| 参考資料 1 | 東京都子供・子育て支援総合計画（第3期）の概要 |
| 参考資料 2 | 「東京都子供・子育て支援総合計画（第2期）中間見直し」中間評価のための評価指標・アウトカム |
| 参考資料 3 | 「東京都子供・子育て支援総合計画（第2期）中間見直し」評価指標に係るグラフデータ |
| 参考資料 4 | 「東京都子供・子育て支援総合計画（第2期）中間見直し」の事業の概要と実績（令和6年度末） |
| 参考資料 5 | 子ども・子育て支援法に基づく基本方針の改正案について |

(概要)

- 参考資料 6 東京都子供・子育て会議への子供・若者の参画について
- 参考資料 7 東京都子供・子育て会議への子供・若者の参画についての
委員意見
- 参考資料 8 こども・若者の審議会等への参画の推進に向けた基本的な考え方
について

開 会

午後 4 時 0 0 分

○平川福祉局子供・子育て支援部子供・子育て計画担当課長 それでは、定刻となりましたので、ただいまから第 3 5 回「東京都子供・子育て会議」を開催いたします。

本日は、お忙しいところをお集まりいただきまして、ありがとうございます。

それでは、事前に御送付いたしておりますお手元の配付資料の御確認をお願いいたします。

資料の 1 枚目、次第に配付資料の一覧を記載しております。

資料 1 から 5 までと、参考資料が 1 から 8 まで用意してございます。

また、閲覧用としまして、昨年度策定しました第 3 期子供・子育て支援総合計画の冊子も御用意をしております。なお、委員の皆様には、会議に先立ち、冊子を郵送しております。

毎回、対面出席の方には i P a d にて参考資料の御確認をお願いしておりましたが、今回手配ができませんでしたので、参考資料につきましても全て紙資料での配付となっております。

この会議は公開となっております、本日、傍聴の方や報道のカメラも入っておりますが、御了承の上、お願いします。

配付資料、議事録については、後日、ホームページで公開することを申し添えます。

また、御発言の際は、ボタンを押してマイクをオンにさせていただくようお願いいたします。

本日の出欠状況ですが、臨時委員を含む委員 2 9 名中 5 名の御欠席の連絡をいただいております。

それでは、この後の議事進行につきましては、山本会長にお願いしたいと思っております。

○山本会長 皆様、改めまして、こんにちは。

1 月も大分後半に入りましたけれども、新しい年を迎えまして、また選挙などもあったり、いろいろと忙しくなっておりますが、東京都の子供・子育て会議も今回第 3 5 回ということで、第 3 期の見直しに入っております。

では、今日も限られた時間になりますので、議事に入りたいと思っております。

本日は、検討事項の 1 つ目「東京都子供・子育て支援総合計画（第 3 期）の評価指標について」ということで、事務局から資料の説明をお願いいたします。

○平川福祉局子供・子育て支援部子供・子育て計画担当課長 それでは、資料 3 について説明をさせていただきます。

今年度につきましては、前回も多くの委員の方から御意見をいただきまして、妊娠期

から子育ての切れ目ない支援の各指標については、父親、母親で分けているデータがあったほうがいいのではないかとか、医療的ケア児のデータに難病児を別書きで示してはどうか、保育人材の確保や定着を見るためには、保育人材の労働時間や処遇に関する指標が必要ではないか、不登校の子供の数ですとか、フリースクールの利用状況を反映できないのだろうか、子供の貧困に関しても各指標について男女別に出したほうがよいのではないかと、様々有用な御指摘をいただきましたが、各所管にて確認したのですが、そのデータがなかったり、定期的な把握ができない状況もあり、反映できない部分もございます。今回は御意見を踏まえて変更できた部分、特に青字の箇所を中心に御説明をさせていただきます。

資料3を御覧ください。

赤字のところについては今期新しく設定したものでして、前回の意見のところでは反映したものについて青字で示しております。

青字の箇所としましては、4ページを御覧ください。「目標3 子供の成長段階に応じた支援の充実」のところでは、30番に「子供が権利の主体であることを知っている子供の増加」というものがあるのですが、前回、実際に重要なのは子供たちが自分の権利が守られて尊重されていると感じているかどうかなのではないかということも御指摘いただきましたので、31番に「とうきょう こども アンケート」で取れる「大人たちが私の話をきちんと聞いてくれると思う子供の増加」というものを追加しました。

続きまして、5ページを御覧ください。39番目に設定していましたが「小・中学校の不登校者の割合の減少」について、そういった指標を設定してはいたのですが、不登校のお子さんが増えること自体がそんなに悪いことなのかという御指摘もいただきまして、現状の状態を踏まえすと「学校等と全く関わりをもてていない子供の減少」という形に設定し直しております。

続きまして、45番のところですが、子供の居場所として現在は学童クラブと放課後子供教室のアウトカムの指標を設定しているのですが、新たに「遊べる場所や気持ちよく過ごせる場所がたくさんあると思う子供の増加」というものを「とうきょう こども アンケート」から取れますので、追加することといたしました。

続きまして、資料の6ページを御覧ください。子供の貧困の解消の部分の指標ですが、「(2)生活の安定に資するための支援」のところですが、こちらが子供に関する指標しか設定できていなかったところ、保護者に関しても設定が必要であろうという形で御意見をいただきました。数値的なアウトカム指標として適切なものがなかなかなかったということもありましたので、保護者に対する相談体制の整備について事業実績ではかるといことで設定をいたしました。内容的には、ひとり親センターの事業のことですとか、母子・父子自立支援員による相談支援のことと考えております。

続きまして、同じ資料の一番下の57番のところですが、こちらは「子供の貧困の解消に向けた対策の推進」のところですが、57番のアウトカムに妊娠時だけではなくて

その後のフォローについても指標に加えてはどうかという御意見をいただきましたので、再掲にはなるのですが、目標1のところ「子育て支援サービスを利用したかったが、利用したことがない家庭の割合の減少」というものと「子育てに関する情報が十分に得られている、容易にアクセスできた人の増加」というものがありますので、そちらを設定したいと考えております。

続きまして、10ページになります。「目標6 次代を担う子供たちを健やかに育む基盤の整備」のところですが、83番の指標として、ライフ・ワーク・バランスの推進には各家庭がそれぞれに合った生活と仕事の調和を実現できているかどうかという視点が不可欠という御意見をいただきまして「ライフ・ワーク・バランスが取れていると思う人の割合の増加」というものを新たに設定しました。

指標については以上ですが、今回、東委員より事前に資料の提出がありましたので、そちらをまず御覧ください。

簡単に趣旨を説明させていただきたいと思います。

3期の計画を進めていくに当たっての御意見ということでございまして、ペアレントトレーニングですとか、ペアレントプログラムのように、親同士のピアサポートを築くことができる機会の提供は、地域全体の子育て力を底上げする原動力になる、家庭支援に携わる保育士、保健師や心理指導員などの専門家同士が研修や事例検討会を通じて連携を深める取組を東京都で進めてほしいという御意見をいただいております。

説明については以上になります。

○山本会長 ありがとうございます。

今、事務局から資料3につきまして、また東委員からの御意見ということで説明をいただきました。

では、ここから委員の皆様方の御意見を頂戴したいと思います。時間は10分ちょっとと考えておりますけれども、質問についていただきましたところで、後ほど回答はまとめて事務局からしていただくことにいたしますので、質問を先に順次手を挙げていただくなどしてお声を発していただければと思います。

では、今、御説明のありました新しくアウトカムの指標で青字で説明いただきました部分、これは主に前回7月の子供・子育て会議のときに委員の方々から新しい指標として考えてはどうかという御意見をいただいたものを中心に、入れられるものを入れていただいているという内容になりますので、基本的には委員の御意見を反映させた形になっております。こちらも併せまして御意見いただければと思います。いかがでしょうか。

オンラインの方は事務局から私にお知らせいただければと思うので、それなりの方法で御意見いただければ。

では、フロアのほうで吉田委員、お願いいたします。

○吉田委員 吉田です。よろしく願いいたします。

資料3の5ページ、ナンバー45ですね。「遊べる場所や気持ちよく過ごせる場所が

たくさんあると思う子供の増加」ということなのですけれども、ここの項目が学童クラブと放課後子供教室もセットでデータとして扱うことになっているかと思うのですけれども、学童クラブ、放課後子供教室またはそれ以外の子供も、例えば児童館に遊びに行っている子供とか、そういう子供を対象にして取るデータなのか、もしくは学童クラブと子供教室を対象にしてのみのデータなのか、もしくはそれぞれの項目をきちんと分けた形で徴取するようなデータなのか。それがもし分かれば、もうちょっと具体的に子供の様子などがデータとして取れるのではないかと思いましたが、どのように調査されるのかをお伺いできればと思います。

もう一点、10ページのナンバー80のほうですね。ライフ・ワーク・バランスについてですけれども、こちらについては男女別で問う形になるかどうかというところをお伺いできればと思いました。

以上です。

○山本会長 ありがとうございます。

そのほか、いかがでしょうか。

副会長の安部委員、どうぞお願いします。

○安部副会長 ありがとうございます。

3点ほどございます。

1点目なのですけれども、資料3の4ページ、目標3の「(1)子供の権利擁護の取組」のところなのですけれども、この中で権利主体であることを知っている子供の増加等を聞いてくださっているとは思うのですが、子供の権利擁護機関を設置している自治体の数の増加をはかれないかどうかということが1点目です。このところ、子供の権利擁護機関は非常に増えていると思いますので、そのようなことが可能かどうかを教えてください。

2点目なのですけれども、5ページの「(4)子供の居場所づくり」のところ、学童クラブに関する指標がたくさん出てくると思うのですが、児童館に関して追加することが可能かどうかをお伺いしたいです。児童館の新設や増加等に関する数、あるいは児童館ガイドラインが2025年4月1日から新しいものが運用されていますので、改正された児童館ガイドラインを自治体が普及しているかどうか。今回自治体の役割が児童館ガイドラインに入り込んでいますので、普及している自治体の数のようなものはかかれるかどうかをお伺いしたいです。

最後なのですけれども、10ページの目標6の「(2)子供を犯罪等の被害から守るための活動の推進」のところなのですが、少年非行との関係で、例えば再犯防止推進計画を策定している自治体の数の増加などを見るのが可能かどうかをお伺いできればと思います。

以上です。

○山本会長 ありがとうございます。安部委員から3点いただきました。

では、次、島津委員、オンラインですね。お願いします。

○島津委員 ありがとうございます。

私からは1点あります。5ページ目の45番、遊べる場所のところなのですが、今回いただいた第3期の総合計画の中の166ページと167ページのところがこの辺の評価指標に関わると思うのですが、今回学童と放課後というのがある中で、放課前というのか、校門が開く前、学校が始まる前の居場所について、166ページの真ん中ぐらい、〈現状と課題〉の中の一番下の○のところ、学校始業前の居場所のニーズが拡大している、167ページの一番下のところにも始業前について区市町村を支援するということがある中で、この指標の中に学校始業前の取組のことも可能であれば入れていただきたいということがあります。私もこれから子供が小学生に4月から上がるのですが、ほかのお父さん、お母さんに聞くと、小学校1年生のときに始業前、小学校に入れる時間が変わったことによって働き方が変わったという方が結構いらっしゃるようで、今回助成の条例などもできましたけれども、男女共同参画という意味でも、学校始業前の取組はとてもほかの事業にもつながってくると思うので、その区市町村への支援の数が指標に入れられる可能性があるのかどうかだけ確認させていただければと思います。

以上です。

○山本会長 ありがとうございます。

それでは、溝口委員、会場からお願いします。

○溝口委員 分からなくて、文言を解説していただけるといいなと思ったのですが、資料3の31の「大人たちが私の話をきちんと聞いてくれると思う子供の増加」、これは私という存在が受け入れられているかどうかということだと思っているのですが、私がない人とか、聞こえない人とか、言語化以前の話をしないところとかは、例えば赤ちゃんは自他未分ですが、そういった部分を含めてどのようにこれを解釈したらいいのかということと、権利の擁護というのは「大人たちが」ということが主語になるかどうかを伺いたいと思います。

○山本会長 ありがとうございます。

そのほか、山下委員、お願いします。

○山下委員 3ページになりますが、一番上の「就学前教育が充実しているか」というところのインターネット調査の項目についてです。ここでは「知識及び技能の基礎」や「思考力」などの評価指標が示されています。しかし、幼児期における「知識及び技能の基礎」や「思考力」は何を指すのか分かっていないと回答しづらいのではないかと思います。小学校以降であれば学力のイメージがある程度共有されやすいと思うのですが、幼児期の場合は「知識及び技能の基礎」、「思考力」や「判断力」を何でとらえるのかわかりにくい項目になりがちです。そのために、例えば、「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」など、指針や要領で示されている具体的な内容を併せて提示しながら質問し

たほうが、回答しやすくなるのではないかと思います。

以上、質問項目の工夫についての意見です。

○山本会長 ありがとうございます。

では、矢島委員、お願いします。

○矢島委員 ありがとうございます。矢島です。

先ほど、学校での早朝対応について御意見が出たのですけれども、私は逆に早朝での預かりということは、子供の生活リズムの観点からも慎重に検討すべきではないかと思っております。むしろ企業に対して働き方の調整を可能にするような取組を求めるような働きかけが非常に重要ではないかと考えています。特に東京都の場合は、都内で今後共働き・共育てが浸透していく中で、なるべく職住接近で、あまり通勤時間が長くない中で子育てと仕事の両立を図っていただくモデルをつくっていくことを考えると、子供の学校での滞在期間をむやみに長くしない方策も考えるべきではないかと考えております。

以上です。

○山本会長 御意見ということで、また指標を検討するときに考えていきたいと思っております。ありがとうございました。

それでは、大体この辺りかと思っておりますけれども、何かありますでしょうか。

前回7月のときに御意見いただき、またそれについて答えていただいたものに、今回再度御意見いただくという形で詰めているという段階ですので、まだ新しいところももしかしたらあるかもしれませんけれども、今日の段階ではそろそろ御意見はよろしいかと思っておりますが、よろしいでしょうか。もしどうしてもという方がいましたら、これだけは言っておきたいと。大丈夫でしょうか。

東委員ですが、意見書を頂きました。これは今、簡単に答えていただきましたが、今回の指標の中でとか、何か追加での御意見はございますか。

○東委員 指標の追加はございません。前回、ペアレントプログラム等の実施回数について指標にさせていただきたいということを申し上げましたけれども、それについては集計できる元がないということで、以前そのように御回答いただいておりますので、改めて確認して、何かよい案がありましたら提案させていただきたいと思っております。よろしく願いいたします。

○山本会長 ありがとうございます。

では、今、頂戴いたしました御意見、少しまとめますと、ナンバー45については、お2人の方からですが、1つは放課後、学童以外の子供がそのデータとしてあるのか、それとも含まれるのか、また分けて取られるのかなどのデータの分け方についての御質問。もう一つは島津委員からですけれども、朝の学校始業前の預かり場所という取組について、区市町村へ支援をしていくなどの拡大していく方向での取組指標があったらどうだろうかという御意見でした。これに対しては、矢島委員から朝の預かりについては

慎重になるべきではないかという御意見が出されております。

そして、その次が、安部委員からナンバー 31、31についてはもう一人、溝口委員からございましたけれども、子供の権利擁護の機関が増えているかとか、その辺りの数、溝口委員からは私の話を聞いてくれるかという、言語化しない幼児期の子供などの私などについての取り方はどのように考えられているのかということがございました。

そのほか、学童関係については、学童だけでなく児童館についてのデータを入れてはどうか、数やガイドラインができますので、その普及の状況も入れたらどうだろうかというお話が御意見としてありました。

10ページの非行のところですね。これは安部委員からですが、少年非行の関係での指標も追加してはどうだろうかということ。

それから、山下委員からはナンバー23、これは青字ではないところでございますけれども、確認という意味も含めまして、知識及び技能というところのデータを幼児の場合はどうのようにしたらいいか、育てほしい姿など、ほかの言い方などで取っているのか、取ったらどうかというあたりの御意見がありました。

それから、ナンバー80のライフ・ワーク・バランスは男女別に取れるかどうかということがあったかなと思います。

大体このような感じかと思うのですが、事務局でもメモは取っていらっしゃると思いますので、順次お答えいただければと思います。

○平川福祉局子供・子育て支援部子供・子育て計画担当課長 それでは、事務局からまずインターネット調査や「とうきょう こども アンケート」に関する内容についてお答えさせていただきたいと思います。

45番の子供が遊べる場所のところは「とうきょう こども アンケート」から取っているものでして、「とうきょう こども アンケート」自体が東京都全域を対象として、小学校3年生、5年生、中学2年生、17歳の子供とその保護者とか、幅広に2万人ぐらいを対象に毎年実施しているものです。ですから、遊べる場所をどう捉えるかはそれぞれなので、その中で学童クラブなのか、子供教室なのか、そのほかの児童館だったり、そのほかの公園だったりするのかというところは、本人の判断という形になるかと考えています。「とうきょう こども アンケート」自体は男女別の集計もできている状況なので、取ることは可能かと考えています。

溝口委員からありました私の話を大人が聞いてくれるのかというところも「とうきょう こども アンケート」から取ってしまして、今、お伝えしたような対象ですので、小さいお子さんからの意見は非常に重要だという認識ではあるのですが、今あるデータではなかなか取れない状況なので、今後の課題かと考えております。

インターネット調査に関しては、ライフ・ワーク・バランスですとか、山下委員からありました就学前教育の充実の部分についてですが、こちらは男女別に取ったりできる形ですし、保護者の方が回答するときに幼児期の知識や技能が何か理解しやすいような

形で調査票を検討したいと思っています。

子供の権利擁護の救済機関について、区市町村でどれだけ実施しているか自治体数を指標として設定してはどうかという意見については、検討したいと考えています。

再犯防止の計画についての意見については、所管に確認しないと分からないので、皆さんに後日お知らせしたいと思っています。

それでは、まず東委員からの提出資料に対する回答と、児童館に関する指標について、家庭支援課長からお願いしたいと思います。

○安藤福祉局子供・子育て支援部家庭支援課長 家庭支援課長の安藤でございます。

まず、東委員から事前に御提出いただきました御意見について御説明させていただきます。東京都としましては、子供と家庭に関するあらゆる相談に応じて関係機関と連携しながら支援する子供家庭支援センターの取組を従前から支援してきているところでございます。そうした中で、今年度は子供家庭支援センターにおける親子支援の取組を向上することを目的としまして、専門職である心理職に期待される役割などをまとめたガイドラインを策定しまして、心理職が持つ専門性を十分発揮できるように支援していくこととしています。委員がお話しいただいておりますようなペアレントトレーニングやペアレントプログラムのような親同士が相談しやすいコミュニティーをつくる取組や、専門職の連携を深める取組を実施している子供家庭支援センターも現在あると聞いておりますが、引き続きこうした子供家庭支援センターの取組を支援してまいりたいと考えております。

続きまして、先ほど安部委員から御意見がございました児童館についてでございますけれども、安部委員からお話がありましたとおり、国が昨年4月に児童館のガイドラインを改正しております、この中では子供の意見を尊重することや権利の主体としてその実感をしながら過ごすことができるような支援であったり、またそれを支える職員の研修や、万が一権利侵害があった場合のその事案の対応の体制づくりといったことや、あとは子供の性被害防止の取組、来年度、こども性暴力防止法も施行されますけれども、そうした対応も今後含まれてくると思います。また、安全計画やBCPの策定なども盛り込まれておまして、今回は非常に様々重要な点が改正の中に含まれていると思いますけれども、こうした点を実施主体である区市町村がしっかり対応しているかどうかを確認するというのは、1つ考え方としてあるかと思しますので、委員の御意見を踏まえて検討してまいりたいと思います。

以上でございます。

○平川福祉局子供・子育て支援部子供・子育て計画担当課長 続きまして、始業前の学校での子供の預かりや居場所について、こちらは教育庁さんから回答をお願いしたいと思いますが、お願いします。

○神永教育庁地域教育支援部長 では、教育庁の地域教育支援部長の神永でございます。

この学校始業前の子供の居場所づくりということでございますけれども、こちらにつ

きましては、本年度から区市町村の小学校において学校始業前に子供をお預かりする場合の区市町村の取組について、私どもで支援を開始しているところでございます。この取組は端緒に就いたところでございまして、今後の動向を見ながら、どういう形での指標がお示しできるかどうかも含めて検討させていただければと思います。よろしく願いいたします。

○平川福祉局子供・子育て支援部子供・子育て計画担当課長 これ以上かと思うのですが、もし足りないところがあったら御指摘いただければと思います。

○山本会長 ありがとうございます。

また、今日お答えできなかったところは、先ほどありましたとおりに後日というところでお答えさせていただく項目もございますけれども、今いただきました意見につきましては、大体触れていただいたかと思えます。

では、今回この検討事項の1、このアウトカム指標の項目の中間見直しのための意見交換については、これにて終了させていただきたいと思えます。

続きまして、検討事項の2として「子供・子育て支援総合計画（第3期）の変更について」ということで、事務局の説明をお願いいたします。

○平川福祉局子供・子育て支援部子供・子育て計画担当課長 それでは、資料4を御覧ください。

第3期、策定したばかりなのですけれども、変更というところで、こちらは令和8年4月から乳児等のための支援給付、通称「こども誰でも通園制度」ですね。こちらが創設される関係で、都道府県の子ども・子育て支援事業計画に記載する必要のある事項が国のほうから示されております。こども誰でも通園制度につきましては、(1)の中ほどにポツが2つあると思うのですが、こちらを記載しなさいということになっておりまして、通園制度の従事者の確保と質の向上のために講じる措置に関する事項というものと、もう一つは通園制度に係る教育・保育等を一体的に提供する体制に関する事項ということで、これは何を言っているかと申し上げますと、この制度自体が0から2歳までが対象ですので、その後も利用したお子さんが教育・保育を切れ目なく受けられるように、そういった体制を組みなさいという趣旨でございます。

このほか(2)としまして、児童福祉法の改正でこれまで国家戦略特区でしか認められなかった満3歳以上の限定の小規模保育事業が、こちら4月から全国展開できるようになった、制度化されたということになりまして、計画の中で必要な変更を加えることとされました。

これに伴う変更の方針としましては、2番を御覧ください。人材確保、質の向上については、後ほど説明しますが、第4章に追記したいと考えています。

一体的提供に関わる事項については、第3章に追記したいと考えています。

満3歳以上の小規模保育事業につきましては、区市町村においてこの事業の量の見込み、どれだけ必要か、どれだけ確保していくかを定めていく必要があるのですが、東京

都内で少し変更する予定のある自治体がありますので、巻末の資料編のところに掲載している量の見込みの表、こちらが変更になる関係で、東京都の計画も変更させていただくという形です。

それでは、裏面の112ページと記載している資料を御覧ください。これが第3期の3章の目標の2のところでございますが、保育に関わる場所ですね。赤字の部分を追記して、東京都の現状としては、この誰でも通園制度に加えて、就労等の有無にかかわらず幼稚園や保育所等で子供を定期的に預かる取組を開始しております。東京都の場合は乳幼児の利用時間の上限を設けずに預かる区市町村の取組を支援しているという現状を追記しております。

続きまして、2ページ先の114ページを御覧ください。こちらも赤字のところがございますが、教育・保育施設と乳児等の通園支援事業者との連携・接続に向けた区市町村の取組支援について記載しています。国の指針で示された内容でございます。

続きまして、第4章の人材の確保・育成のところがございますが、310ページと書いてある資料のところですね。「確保に努めます」という記載を入れたのと、あとは質に関わる場所としまして、次の311ページと記載しているところがございますが、こちらはこども誰でも通園制度に従事する者に向けた子育て支援員研修を来年度から始めますので、質の向上を図る取組として記載しております。

最後が細かい表になりますが、353ページと記載してある資料なのですが、こちらが資料編で「区市町村における教育・保育の量の見込みと確保方策」、赤字の欄を設けて、変更を今後反映していきたいと考えています。都内で幾つか法改正を踏まえて変更することになっていきますので、改めて区市町村に調査をかけて、3月末までに確定していくようなスケジュール感でございます。

説明は以上になります。

○山本会長 ありがとうございます。

今、御説明いただきましたように、第3期計画、お手元にあるようにできたばかりなのですが、その後、資料4でありますとおり、国から文言追加の追記の指令が来て、そして、できたばかりですが、幾つかの文言について修正をかけたいというところでの御承認をいただきたいという部分になっていきます。どのように変わるかということについては、赤字で説明をしていただいております。

この変更につきまして、御意見いただけましたらと思います。変更はしなければならぬのですが、その書きぶりを東京都の実情に合わせてなど、いろいろ御意見はあるかと思っておりますので、少しお時間をまた取って、委員の皆様方から御意見をいただきたいと思っております。いかがでしょうか。

溝口委員、どうぞ。

○溝口委員 理解ができていなくて、私も認証保育所をやっている、東京都の多様な他者との関わりの機会の創出事業をやっております。いわゆる誰でも通園の東京都版ですね。

それから、知り合いの中には小規模保育事業を持っている者もごございます。今、初めて満3歳以上からの小規模保育というものと、それからこの辺の文言の書き換えをしなくてはいけないということを知ったのですけれども、それを今、区市町村から集めて、我々事業者も知らないのに何も集まらない気もするのと同時に、これは第3期ですぐにこの4月で書き直さなくてはいけない問題なのですか。というのは、もう少し我々事業者側もちゃんと熟知した上で、区市町村の需給調整やいろいろなものにかけての上で考えていきたいと思うのですが、拙速にこれはやらなくてはいけない問題なのかどうかを1点お伺いしたいのと、小規模は国も満3歳以上になっていますね。これはもともと小規模事業は0、1、2でしたね。ここに満3が入るのですか。そこの2点を教えてください。

○山本会長 まとめてのほうがよろしいですかね。1個ずつにしますか。

○平川福祉局子供・子育て支援部子供・子育て計画担当課長 計画の策定自体は、本年度中に令和8年4月1日までに実施しないといけないということで、東京都内の区市町村も同じスケジュール感で実施しています。全国同じスケジュール感で国から指示があるという状況です。ですから、東京都だけ独自に先走ってやっているという状況ではないですね。資料4の変更理由のところにもありますように、法改正がありまして、それに基づいて、2つ目の○のところですね。基本指針という計画策定のためのこの内容を書きなさいよという記載事項が示されています。国は12月までに計画変更をしなさいと言っていたぐらいなのですけれども、東京都の場合は、3月までに区市町村からの情報収集も終えた上で策定というスケジュール感で動いています。

また、満3歳以上の限定の小規模保育事業につきまして、法改正自体は既にされていて、施行という形が令和8年4月1日ということで、小規模保育事業は実際には0から2歳までの地域型保育事業の一形態ですけれども、今までは国家戦略特区のみで満3歳以上のみの小規模保育事業が認められていたのですが、それが法改正で制度化する、全国展開するという形になってございます。

説明は以上になります。

○山本会長 ですから、満3歳が入るということですよ。

○平川福祉局子供・子育て支援部子供・子育て計画担当課長 そうですね。

○山本会長 溝口委員の御意見からいうと、東京都だけが早いのではないかとということですよけれども、そうではないということですね。

○平川福祉局子供・子育て支援部子供・子育て計画担当課長 はい。

○山本会長 そういうことです。

○溝口委員 分かりました。ありがとうございます。

ただ、どうも本当の本音で言うと、お答えようがないと思っていらっしゃるのではないかなと思うのですが、だって、私ども東京都民ですし、事業者でもあるのかかわらず、このような周知や説明会等を受けた記憶もございませんし、あきる野市というところは東京都だと思うのですけれども、そのようなものが検討された経緯もないわけでご

ざいますと。それで、4月からやらねばならないというところが先走っているのは事実ではないかと。そこでどういう計画をしたらいいですかというのは答えようがないということが、僕としては事実あります。

○平川福祉局子供・子育て支援部子供・子育て計画担当課長 小規模保育事業自体は地域型保育事業ですので、区市町村に認可・指導権限がある状況ですので、区市町村においてどれだけ量の見込みとして設定するのかという考えに基づくものかと理解しております。

○山本会長 事業をなさる事業者の御本人としては、もうちょっといろいろ情報があっただけではないかということだとは思いますが、今回は地域型の保育事業ですので、市町村が回答したというところで東京都の計画はまとめられているというところですので、御理解いただければと思います。

そのほか、ございますでしょうか。

フロアのほうで鳥居委員、お願いします。

○鳥居委員 よろしく申し上げます。

少し論点からずれてしまうかもしれないのですが、今回読ませていただいて、満3歳を小規模でということが始まるということなので、本区の話になってしまうのですが、今、東京都の多様な他者との関わりの創出事業を江東区で実施しておりまして、来年から誰でも通園制度が始まることで、今まで多様な他者でやっていた3歳が入れなくなると区から言われております。満3歳児の行き場所をどうしたらよいかを、区のほうでは行政と園長会とでいろいろやり取りをしています。この資料の参考資料5の7ページにある図で言うと、3歳の満3歳から3歳入園までの子供たちが、満3歳児を始めているところは入れるのですが、全体がそうではないところがあります。それをカバーするために、今、満3歳児の小規模保育を始めるといってお話があったと思うのですが、参考資料1の2枚目を見ますと、この誰でも通園制度は今後も都としては拡大していくと書いてありますが、多様な他者のままでは誰でも通園制度は行えないということなのではないでしょうか。

せっかくこの誰でも通園制度で入れて、満3歳になったらどこにも行き場所がないとなるのを大変心配しております。都内の区立幼稚園は4歳からのところもまだありまして、3歳が始まっているところも満3歳児というところがなかなかないのです。とてもよい制度を、都が多様な他者との関わりの創出事業を始めতেくださっていただき、こちらを活用させていただいて、今、地域の小さい子供たちをお預かりして、子供たちが楽しく通えるようになっているのですが、この誰でも通園制度が始まるとこの隙間が埋められない、小規模の満3歳のところに行くしかないのかどうかというあたりが、これは東京都の各区立幼稚園も少し困っているところというか、保護者が困るのではないかと考えておりまして、その辺りは私の理解が足りていなかったら教えていただければと思っております。よろしく申し上げます。

以上です。

- 山本会長 今回のこの記載の修正については特にということですね。そのことについてはいいけれども、多様な他者と誰でも通園との関係で、満3歳の行き場所についてどのように東京都が考えているか聞きたいということなので、本題とはずれますけれども、もしお答えが今、可能であれば、簡単にさせていただければと思います。
- 平川福祉局子供・子育て支援部子供・子育て計画担当課長 それでは、多様な他者との関わりの機会の創出と誰でも通園制度の関係、満3歳児の取扱いにつきまして、保育支援課長からお願いします。
- 立澤福祉局子供・子育て支援部保育支援課長 保育支援課長の立澤でございます。御質問ありがとうございます。

東京都といたしましては、多様な他者の関わりの機会創出事業、御案内のとおり令和5年度から国に先駆けて実施しているものでございまして、少し御説明いただきましたけれども、国は0から2歳児というところを、我々は未就学児なので5歳まで利用できるという形でこれまで事業の実施をしてございます。基本的には来年度につきましても同じような形でできるようにというところで、今、予算の最終調整をしてございまして、東京都の予算の発表につきましては、例年1月末頃になりますので、正式な御案内はそれ以降になろうかと思っておりますけれども、同じような形でやっていければと考えております。

そのような中で、3歳児の方が、誰でも通園制度は国の制度になりますので2歳児までになりますけれども、その後、それを実施すると行き場所がなくなってしまうのではないかとこのところにつきまして、区が具体的にどのように御案内したのかは私も確認してみようとは思いますが、例えば区さんの運用ということになりますけれども、誰でも通園制度をやっていただいて、その園でそのまま多様な他者の事業も同じようにやっていただけるのであれば、園が3歳以上の方も御対応されるのであれば、引き続きその園に入れるのではないかと考えております。ただ、そこは江東区さんでどういう作り方をされるのかということも関わってまいりまして、誰でも通園制度と多様な他者が両方とも区の事業になってまいりますので、そこは私のほうでも江東区さんに確認したいと思っておりますけれども、基本的な考え方としては、こども誰でも通園制度は2歳児までなので、多様な他者が使えなくなるということはないかと考えております。

以上でございます。

- 鳥居委員 ありがとうございます。
- 山本会長 ありがとうございます。

では、運用の仕方についてはそれぞれの区市の状況も含めて確認をしていただいた上で。

ごめんなさい。この修正についての御意見でよろしいですか。

○関委員 ちょうど先生が幼稚園の立場でお話くださったものですから、これもまた私のほうも少し外れるかもしれないのですけれども、私立幼稚園の立場で、この多様な他者という東京都がつくってくださったすばらしい制度について、区に来ると随分違ってきてしまう、それぞれの区で違うということで、私立はどの区からでも東京都ならば入れるわけですから、そうすると、それぞれの区で自分の区市の子供にしか補助金も出ないとか、いろいろなそういう偏りがある。

それから、多様な他者から誰でも通園制度に入らなくてはならない、それに備えてということになると、やっていたところがもうその範囲にならない、つまり、その場所を特定できないということで駄目ですということになっている園も多いものですから、本当にこの機会に、満3歳児のこととは少し外れるのかもしれないのですけれども、満3歳児も含めたとても大切な頃の、私どもの中野区は2歳児に限るということが多様な他者、誰でも通園もなっているのですけれども、その辺りが区によって違うということは、在住区の人しかその恩恵を受けられないということになると、私立幼稚園がどこの区からもいいということになっている中で、非常に保護者が反発をしているところがあるので、その辺はどのように考えているか。この場所でお聞きする立場ではないのかもしれないのですけれども、持ち帰りしたいと思いますので、お聞きできればと思います。申し訳ありません。

○山本会長 なかなか難しいかもしれないのですけれども、このことは誰でも通園と多様な他者を通じて東京都内の就学前のお子さんたちの居場所をどのように、幼児教育をどのように考えるかということ、また全体として考えなければいけないのかと私は個人的に思っています。実際、今、区の運用がいろいろばらばらで困っているというのは、現場ではもちろんもっと困っていることがあって、できていないとか、やれていないとかというのは聞いていますし、事業者の方も御苦労されているし、区市の方も御苦労されているとも耳にしています。そういう中で、降って湧いてきたみたいにとにかくすぐにやらなければいけない、強制的に4月からやらなくてはいけないという状況で、今ばたばたしていることは確かだと思うので、きっといろいろな問題があるのは分かっていますので、そこを機会があつたら整理をして、子供にとってどのようなところがいいのかという観点からもう少し整理ができればいいのかと今は思っています。

ただ、今、御質問の部分については、さくっと回答があるのかと思いますので、そこだけさくっと回答していただいて、次に行きたいと思っております。

○立澤福祉局子供・子育て支援部保育支援課長 ありがとうございます。

御案内のとおり誰でも通園制度につきまして国がずっとこれまで検討を重ねておまして、やっと制度の詳細が公表されたのがこの1月からといったところで、先生に御紹介いただいたとおり各区市で本当に苦労しながらやっている状況でございます。誰でも通園制度部分につきましては、先ほど御案内したとおりで区市町村の事業になりますので、条例等も含めて区市町村で制度をつくっている状態でございます。多様な他者はこ

れまでやっておりますけれども、そことの関連性をどうするのかを含めて、我々も今後状況を確認していかなければいけないと思っております、まず区市さんの運用の仕方はあると思っておりますけれども、我々のほうの多様な他者につきましては、いろいろな形で活用できると。年齢のところも制限がないところでございますし、時間のところにつきましても国は10時間のところ、それ以上活用できるとなっておりますので、そういったことを改めて周知していきながら、お子さんの成長につながるように対応していきたいと考えてございます。

以上でございます。

○山本会長 ありがとうございます。助かります。

○関委員 さくっと答えていただいたのですけれども、申し訳ありません。ただ、本当に子供たちのために思えば、幼稚園にそのまま行きたいと思っているのに、そういうことの不公平からなかなかうまくいかないこともありますので、東京都におつくりいただいたすばらしい制度ですから、東京都全体にお互いの居住区からそれが充当できるということを伝えていただくことはできないものかということだけ、それだけお聞かせいただければありがたいと思います。

○山本会長 それは今すぐ答えられないですね。大丈夫ですか。

○立澤福祉局子供・子育て支援部保育支援課長 保育支援課長でございます。

先ほども少し触れましたけれども、多様な他者は都事業でございますので、我々としてはこういった活用ができますよという御案内はできます。実際、区市町村でどのような運用をしているかは、区市町村の判断になりますので、そこを強制ということはなかなか難しいところがございますけれども、引き続き都事業はこうですというところを周知を働きかけていきたいと思っております。

以上でございます。

○山本会長 東京都としては制限を設けていない、いろいろ活用してくださいとっておりますというところで終わりにさせていただきたいと思えます。

では、時間の都合もございますので、特に修正については御意見がなければ、ここはもう機械的に取りあえず対応させていただければと思います。

では、検討事項3の「部会の設置について」ということで、御説明をお願いいたします。

○平川福祉局子供・子育て支援部子供・子育て計画担当課長 それでは、資料5の部会の設置なのですが、保育支援担当課長より説明させていただきます。

○落合福祉局子供・子育て支援部育成支援調整担当課長 保育支援担当の落合と申します。

資料5を御覧ください。

新しい部会の設置について御説明いたします。

初めに、背景でございますが、共働き世帯が一般化する中で、仕事と育児の両立を支援する病児保育の一層の充実が求められております。資料には記載しておりませんが、

令和4年度に東京都が実施した福祉保健基礎調査というアンケート調査の結果を見ますと「子供を預けていて不満に思うこと」の中で最も多い回答は「子供が病気のときに利用できない」となっておりまして、病児保育のニーズの高さがうかがえます。

また、背景の○の2つ目でございますが、子供の体調が悪くなったときの対応は、保護者を取り巻く環境によって様々でございます。具体的には、仕事の状況、仕事を休めるかどうか、ふだん利用している保育所で預かってもらえるかどうか、病児保育施設が近くにあるのか、予約の空きがあるかなど環境によって様々ですので、実態把握を行う必要があると考えております。

こうしたことを踏まえまして、病児保育の課題と方向性を整理するために、新たな部会を設置して検討を行いたいと考えております。

次に、新たな部会についてでございますが、部会の役割と主な検討課題としましては、ニーズの把握とサービス確保の検討、利便性の向上や地域偏在への対応、訪問型病児保育の在り方などを想定しております。

委員の構成は、有識者、保育・医療関係者、自治体関係者を予定しております。

検討スケジュールは、現時点の案として記載しておりますが、具体的には今後部会の委員の皆様と調整しながら進めていきたいと考えております。

説明は以上でございます。

○山本会長 ありがとうございます。

今、御説明いただきました部会ということで、病児保育に関わる部会をこの子供・子育て会議の中で創設したいと。今、幼保連携こども園部会などがございますけれども、それと同様に子供・子育て会議の中で病児保育のことについても議論していく素材となるように、アンケート調査などの実施を行う部会ということでの御発案ということになっています。

病児保育は先ほどの朝の預かりと同様で、病気の子供を預けるところをただ増やせばいいのかということ、実際はそうではないことは皆さんもよく分かっていらっしゃる。病気で不安な子供の気持ちを無視して預けられればいいのかということところは議論になる部分かとも思いますし、東京都としてはそこももちろん踏まえている、働き方の見直しも含めて必要なことは分かっていますけれども、現在、病気になってしまったお子さんを抱えて働きに行けない、預ける場所がないということで実際に不足していることは事実ですし、また使いにくいことも事実でありますので、そういった障壁を少しでも低くして、親も子供もよいものとして存続する病児保育の在り方はどのようなものがあるだろうかということを考えていくための実態調査をしていきたいという御発題かと受け止めております。

これにつきましても、委員の皆様方から少し御意見をいただくお時間を取っておりますので、部会の設置について反対される方はいらっしゃらないと思うのですが、このような点を注意してとか、このようなことに思いを込めてとか、いろいろおありか

と思いますので、少しお時間を取って御意見をいただければと思っておりますので、どうぞお声を出していただければと思います。いかがでしょうか。

吉田委員、どうぞ。

○吉田委員 吉田です。

今、山本会長がおっしゃったとおりかと思っております。ただ、セーフティーネットとしてしっかり整備しなくてはいけないというのも事実だと思っておりますので、現状をしっかりと把握する中で、どのような形が利用できるのかというアプローチとともに、そっち側の視点だけだとせつかくこういう部会をつくるのだったらもったいないというところもあって、今、委員構成で書いていますけれども、それプラス例えば働き手の側の意見もしくは企業側の担当者の方に参画していただくというところも、1つ方向性としてはあるのではないかと思いました。

以上です。

○山本会長 企業も大事ですね。ありがとうございます。

そのほか、いかがでしょうか。

山下委員、どうぞ。

○山下委員 とてもすばらしい委員会だろうと思っております。けれども、これを実施するに当たって、人材確保がとても大事になってくると思うのです。看護師さんや保育士さんの確保は、病児保育を担う施設にとって不可欠な要素です。もちろん、「どう預けるか」「どう受け入れるか」という仕組みづくりも大事なのですが、それと併せて人材をどのように確保していくのか、そしてその実施する園をどのように支援していくのかということはとても大事なことだと思っております。こうした点も含めて御論議いただけると、より示唆に富んだ会議ができるのではないかとと思っております。

○山本会長 人材確保の視点でも両立で検討していかないといけないという御意見かと思っております。ありがとうございました。

そのほか、いかがでしょうか。オンラインの委員の方もぜひお声を出していただければと思いますけれども、ありませんか。今のところはない。分かりました。

どうでしょう。会場に御出席の皆様方からは特にないでしょうか。

では、今回の部会について少し御説明をさせていただきますけれども、御質問はないということでもよろしいですかね。

条例の第8条では「部会は、会長が指名する委員及び臨時委員で組織する」また「部会に部会長を置き、当該部会に属する委員のうちから会長が指名する」とされております。委員のメンバー構成について、先ほども吉田委員から企業の方など、それから当事者、働き手の方なども入れたらどうかという御意見がありましたけれども、こういった御意見も踏まえた上で、全部加味した上で、委員のメンバーにつきましては、事務局と相談の上、私に一任していただきまして、選任させていただいてもよろしいでしょうか。

(首肯する委員あり)

○山本会長 ありがとうございます。

では、御了承いただきましたので、部会委員の構成につきましては、事務局と調整の上、後日、委員の皆様へ御連絡させていただきたいと思っております。

続きまして、報告事項に入ります。

「東京都子供・子育て会議への子供・若者の参画について」ということで、まず事務局から御説明をお願いいたします。

○平川福祉局子供・子育て支援部子供・子育て計画担当課長 それでは、報告事項といたしまして、資料は参考資料の6、7、8の関連になってきます。

11月に書面で開催させていただきました、子供・子育て会議への子供・若者の参画につきましては、委員の皆様から基本的な方針については賛成という御意見が届けられました。ただ、様々御意見をいただきましたので、事務局もうまく子供・若者から意見を出していただけるような会議運営が必要だと考えています。

また、1月末に公募しまして、おかげさまで子供・若者もそうですし、子育て当事者もそうなのですが、多くの方から応募をいただいております。今、選考中でございます。

皆様から、今回資料でもA3に印刷してお配りしておりますけれども、特に子供が発言しやすい会議運営、あとは中学生以下など、今回は高校生年代以上という形になっておりますが、対象年齢がもう少し若い年代の意見を聞く仕組みが必要ではないかという意見も相当数いただいております。

これに対して事務局としましては、子供・若者委員が参加し、率直に発言しやすいように、少なくとも事前の説明を子供・子育て会議や計画について丁寧に説明したいと考えていますし、資料の作りも分かりやすく工夫していく必要があると考えています。

よりよい会議運営につきましては、やりながらでも皆様とも相談しながら、随時その都度改善しながら運営してまいりたいと考えています。

中学生以下のより幅広い年代の子供の意見聴取につきましては、今までも居場所でのヒアリングを実施していますので、そういったことですか、ほかの自治体も参考に、将来的には今、公募している年代以下の子供の会議への参加についても検討していく必要があるという形で事務局では考えておるところです。

説明は以上になります。

○山本会長 ありがとうございます。

「子供・子育て会議への子供・若者の参画について」ということで、これにつきましては、前回、前々回も含めて委員の皆様方に御説明させていただき、また前期などでは別の形で、委員が若者たちの会議に参加したりとか、いろいろな試みを続けておりました。その中で、こども家庭庁から実際に子供・若者を参画させなさいということで全国に指令が来て、どういう形ででもよかったものが、メンバーとして入れるということも指令されている中で、東京都はどのような形がいいかということで、委員の皆様方にもいろいろ御意見をいただきました。今日、A3判でそれぞれの委員の皆様方の御意見を記

載、まとめてくださっておりますので、御覧になっていただけたかと思えます。

子供・若者が意見を言いやすいようにとか、本当にいろいろ考えなくてはいけないことや、私自身としてはここに並んで意見をいただくより、また子供の部会があったほうがいいのではないかとか、いろいろなこともお話をさせていただいた中で、結局メンバーとしてここに座っていただくという形になりました。今、公募をさせていただいている状況になります。

では、これまでの経過は十分御承知かとは思いますが、実際、次に走り出しますので、そのときの配慮や今できること、できないことはもういろいろ諦めなければいけないですけれども、今の中でできることで何かコメントがいただければ、ぜひいただきたいと思えますので、挙手、お声を出していただいて、御意見いただければと思えます。いかがでしょうか。どうでしょうか。

当ててしまっただけですけれども、安部委員、どうですか。

○安部副会長 ちょうど挙手をしていました。ありがとうございます。

○山本会長 そうでしたか。よかったです。お願いします。

○安部副会長 質問とお願いがあるのですけれども、まず質問は、この募集で子供委員はどれぐらい希望が集まっているのかということと、お願いとしましては、選ばれるのは2人だけということなので、選ばれなかった子供たちへのフォローをぜひ丁寧にしていただきたいと思えます。今回、子供・子育て会議の委員でしたけれども、都の施策に興味があって応募してくれてくれた意欲、気持ちを酌み取っていただいて、このまま委員に選ばれなかったからこの後はなし、ではない場を模索してほしいです。できればその子供たちの考えも踏まえて、委員に選ばれた子供たちが意見を言いやすい子供・子育て会議をつくっていくような仕組みができるといいなと思っています。

以上です。

○山本会長 ありがとうございます。

そのほか、いかがでしょうか。もしあれば御意見も含めて、どのような年代の方が並ばれるのかにもよりますし、性別もあるでしょうし、どのような形になるのか、私自身もどういう運営をしていかなかなか難しいですけれども、委員の皆様方から何かありませんでしょうか。大丈夫ですか。

溝口委員、お願いします。

○溝口委員 参画していただくべきだと思っているので、全く反対ではないのです。

会議のやり方というのは、僕だってここに実際は来たくないですもの。堅苦しいし、威圧的だし、緊張しますし、ですから、そういった会議の方法を少し考えていかななくてはいけないと思いつつも、いい方法があるかということ、ないなと感じているところがあります。でも、いずれにしても発言がしやすいような、意見が聴取しやすいような形を取らなくてはいけないのではないかと考えています。

その上で、元に戻すわけではないのです。先ほどの「大人たちが私の話をきちんと聞

いてくれると思う子供の増加」、事務方からこれは子供さんから出ていた意見でもあるということ伺いました。聞きたいのは、我々委員としてここに参画するとき、余談っぽくなって叱られそうだけれども、「欽ちゃんの仮装大賞」というものをこの間やっていましたね。あれは子供が出ているものは合格ばかりだったと批判が出ていた。ばかな批判だと思っています。どうでもいいと思いつつも、当事者の子供さんが来ると、その意見を尊重しがちになってくるのではないかと。だから、我々のほかの委員の姿勢みたいなもの、どういう姿勢で出たらいいのか。

先ほどの例えば大人が私の話をきちんと聞く、全くそのとおりに思うのです。同時に、私というものが存在していないような子供であったり、聞くというのが、これは話すと同じになっているものだから、話す、聞くになっていると思うのですが、話せない、聞けない子供だっているわけです。これは別に年齢区分だけではない。障害の子供もいたり、様々いると。その辺は当然ながら率直な意見なので、ここに漏れていいのです。でも、その辺りまで私たちは、様々な方がここに出ていますから、その見えない部分の配慮もしながら、安部先生の話と一緒にですね。ここに出ていないところの意見もきちんと我々は考えながら、あえて大人と言いますが、大人が参画すること。そういう姿勢も含めてどのようにしたらいいのか若干戸惑いがあるのも事実であって、その辺もお示しできるものかどうか分かりませんが、少し悩ましいところだと思っております。

以上です。

- 山本会長 本当にまさにそれは分かります。だから、ここで子供が出てしまうと、当事者意見として仕組みやすい、せっかく言ってくれたのだからぜひみたいにあまりなり過ぎるのもよくないというのも当然分かりますし、だからといって無視もできないですし、またここにいない子供の声をどのようにその子を代表として吸い上げていくかということをもたえなければならぬということ、継続的にやる体制を考えたほうがいいかと私も思います。ありがとうございます。

そのほか、いかがでしょうか。オンラインもないですか。大丈夫ですか。

前田委員、お願いします。

- 前田委員 都民委員の前田でございます。

質問なのですが、どのように分かりやすく意見を言っていただけるように工夫を、今の時点でどういったものを考えられているのか、一部でもいいので教えていただきたいと思っております。

以上です。

- 山本会長 ありがとうございます。

これもまだ私も事務局ときちんとお話したわけではないのですが、事前に例えば今日の議題の中で特に意見を伺いたいところをお伝えをして、そしてある程度まとめていただく時間を守っていただいて、必ず発言をしていただくとか、このよう

に「意見はありませんか」と言って「はい」と挙げるお子さんがいらっしゃればそれで助かるのですけれども、もしそういうことが難しい感じかということであれば、必ず言っていたくように決めるのも1つかと。

ただ、それだと溝口委員のように圧があると言われるとまた困ってしまうので、そこは考えなければならぬですけれども、今のところどのように工夫というと、事前にある程度説明をして、いきなり来てこの内容がどうのこうのというのも分からないと思いますので、事前に事務局からも丁寧に説明をしていく時間や、意見交換がある程度できるようなことも含めて、こっちから一方的に言うだけではなくて意見ももらいながら話し合っておくことも1つなのかと。この場では言えなくても、実はこういう意見、思いがあったのではないかということも酌み取っていくのも1つなのかと思えますし、これは個人的に思っていることです。事務局でもっと具体的に考えていることがもしおありであれば、もちろんこれから一緒に話し合っただけで体制は整えていきたいと思っています。この後、また事務局にお返ししますので、まとめてコメントいただければと思っています。ありがとうございます。

では、そのほかに出なければ、ありましたか。大丈夫ですか。

なければ、平川さんにお返しします。

○平川福祉局子供・子育て支援部子供・子育て計画担当課長 今、いただいた意見について事務局からお答えしますと、現在まずどのぐらい公募で集まったのかというと、子供・若者当事者としてしましては、40名の方から応募がありまして、1人間違えて対象外の人もいたので実質上は39人でして、高校1年生が6人、2年生が6人、高校3年生が8人、大学1年生が7人、2年生が9人、大学3年生が3名という形で、割とバランスよく応募いただいている。高校生は女子が多いですね。

選ばれなかったお子さんへのフォローというのは、なかなかその子たちに集まってアプローチするというのは難しいとは思いますが、お手紙などを出してお礼を伝えたり、また別の機会で様々な意見を聞く機会があるので参加してくださいとご案内するなど、フォローをぜひさせていただきたいと考えております。

溝口委員のおっしゃった意見は本当にそのとおりだと思いますので、ここに来ている方は子供の代表ではなくて、その選ばれたお子さんの率直な意見をいただくという趣旨ではあるのですけれども、そのほかのたくさんのお子さんたちの総意みたいなものも何らか別の仕組みで、インタビューだとか、アンケートとかということにはなるかもしれないのですけれども、酌み上げる必要があるなどは考えています。

また、現在どういう形で子供が意見を言いやすいような会議運営を考えているかと申し上げますと、なかなかまだそこまで具体的ではないのですけれども、会長がおっしゃったようなことは、もちろん事業概要説明みたいことは3月までに行いたいと考えており、少なくとも事務局とは割とフラクにやり取りができるような関係をまずはつくりたいと思っています。

また、資料をなるべく分かりやすく作成することはもちろん、それでも難しい部分はあると思うので、会議の前には、説明をして、自由に発言はしてもいいのですけれども、特にお子さん当事者から意見が欲しいところは事前にお伝えできればいいかと考えています。

今のところはそのぐらいですが、よろしいでしょうか。

以上になります。

○山本会長 ありがとうございます。

今、いただきましたメンバー、特に高校生以上ということで今回はなりましたので、中学とか、小学校高学年とか、本当は聞きたいな、将来の夢とかいろいろまだ考えて決まっていないような時代の子供の意見みたいなものが必要なのかなと思ったり、訳が分からないけれども何かできないから悔しいみたいな、そのようなところもとても大事なので、低い年代のお子さんたちに対する意見聴取のやり方はまた考えなければならないとは思っています。今、結構年齢が高いですね。だから、このメンバーだと、もしかしたら大学3年生とかだったらがが言ってくるかもしれないので、分からないですけれども、今はAIとかいろいろなものがあるので、本当に言ってくるかと思いますので、始まってみないと分からないところはあるかと。

高橋先生、何かありますか。ぜひお願いします。

○高橋副会長 ありがとうございます。

やってみなくては分からないところがたくさんあると思いますので、臨機応変に修正していく体制を整えていくということかと思えます。

私も最初に考えていたのは、まさにここから選に漏れた積極的な子供たちというか、大学生や高校生たちをどうするのかと思っていました。場合によっては彼らに考えてもらってイベントでも企画してもらおうとか、そういうものがあってもいいのではないのかなどと思いましたがけれども、また仕事が増えるかもしれせん。

以上です。

○山本会長 ありがとうございます。

私は連絡先などを聞いて、モニターではないけれども、会議には出られないのだけれども自由に意見を言えるメンバーみたいな感じで、メールでいいと思いますので、モニターみたいな感じでお願いしたらどうだろうかと思ったりもしたのですけれども、いろいろ考えたいと思います。もしいい意見が、お考えがあるようでしたら、ぜひ事務局のほうに委員の皆様からいただければ、また私たちが考えて活用させていただきたいと思えます。よろしくお願ひいたします。

では、本当によい意見をいろいろいただきまして、ありがとうございました。

今期、実はこれが最後になります。今期で退任となる委員の方々から一言ずつ、今までのことや、これから令和9年度に第3期の計画の見直しが予定されておりますので、要望なども含めて御意見を、1人3分ぐらいは大丈夫かと思えますので、お話しいただ

きたいと思います。こちらから順次指名ということで大変恐縮ですけれども、名簿の順番でお願いいたしたいと思います。

今日、オンラインで御出席の島津委員からお願いしてもよろしいでしょうか。島津委員の次は前田委員になりますので、御準備をよろしくお願いいたします。

○島津委員 島津です。

2年間だったと思うのですがけれども、本当にいろいろな方の意見を聞いて、ふだんなかなかこうやっていろいろな代表の方と話す機会はないので、すごく勉強になりました。

私自身、子育てしながら、目の前のことに精いっぱいだったのですがけれども、この会議に選ばせていただいたことでもっと広い目で子育てについて考えるきっかけになったので、ぜひ多くの方にこういう公募委員を経験していただけるといいなと思いました。傍聴の方なども結構いらっしゃるので、ぜひそういう方に積極的に委員を経験していただければなどと思いました。

私自身も、これをきっかけに地元の自治体の様々な市民委員として参加させていただきまして、結構ここでの経験がそういう意味では地元を持ち帰ってすごく役に立っているということがあります。

最後に、私は妻が車椅子ユーザーということもありまして、そういう意味では多様な福祉的な要素も交えながら、その当事者としての意見も言ってきたつもりです。ですから、東京都として子育て当事者プラス障害のある方とか、そういう様々な当事者の意見を今後ともぜひ聞いていただければと思います。

本当に2年間、ありがとうございました。

○山本会長 いつも貴重な意見を活発に言っていただいて、大変助かりました。本当にお疲れさまです。ありがとうございました。

では、前田委員、お願いいたします。

○前田委員 2年間、大変お世話になりました。

専門家の方々が多くて、私自身、あまりよい意見が出せたかどうかは分からないのですが、2年前なのでちょうど私は第2子がおなかに入っていた頃からこちらに参加させていただいて、実体験を通してこういうことを考えていかなければいけないのだということがすごくよく分かりました。また、東京都の中でこれだけのいろいろな施策があって、それを各局の方が進められていることもとてもよく分かりましたので、島津委員がおっしゃったとおり、当事者の意見をもっとたくさんの方に聞いてもらいたい、また言ってもらいたいと感じました。

2年間、大変お世話になりました。ありがとうございました。

○山本会長 当事者の意見を言っていただきまして、助かりました。ありがとうございました。

では、矢島委員、お願いします。

○矢島委員 ありがとうございます。矢島です。お世話になりました。

私も1990年代から少子化対策ということで子供や子育て家庭の状況を見てきている中で、当初は保育環境の整備に重点が置かれ、親の働き方の問題はなかなか取り組むことができなくて、延長保育や夜間・休日保育での対応を真剣に議論していたということがありました。そうした状況下では、親のニーズとして、特に母親のニーズとしては、長時間子供を預けてまで働きたくないということがあって、その後、育児休業が実際に取得できるとか、短時間勤務制度が利用できるとか、ワーク・ライフ・バランスの取組も一定程度整ったことで、共働き家庭が増えてきたと認識しています。

一方で、いまだに今日議論があったように、保育環境もまだ十分ではないとか、またとにかく子育て家庭の経済環境が非常に厳しくなっている中で、子供たちが本当に憲法で保障されている健康で文化的な生活を送ることができない。そして、共働き・共育てというからには、両親ともに長時間働くことなく子供と一緒に生活リズムで過ごせるような形で共働き・共育てをすべきなのだけれども、大人の生活リズムに子供が合わせられていて、子供の健康も心配な状況がある。様々な意味で総合的に子供の環境をよくすることがなかなか本当に難しいということ、忸怩たる思いで私自身の反省も含めてずっと考えてきました。

近年は子供の声を聞くという取組が進んできて、それは大変すばらしいことなのですが、一方で、先ほど言いましたように、本当に最低の健康で文化的な生活ができない、学ぶ機会が十分得られない子供たちも多くいる、また命を絶つ子供たちも日本では非常に多い状況がある中で、子供の声を聞くことも大事だけれども、とにかく大人が今すぐしなければならぬこと、予算をつけていただきたいこともたくさんあります。

引き続き、検討いただければ幸いです。よろしく願いいたします。

○山本会長 矢島委員、長い間、専門家の目からいろいろデータなどの見方も含めて意見を言っていて、本当に助かりました。ありがとうございました。お疲れさまでした。

では、吉田委員ですね。ありがとうございます。お願いいたします。

○吉田委員 吉田です。

8年にわたり、4期やらせていただきました。毎回最後なのかなと思いつつも、そのたびにもう一期という話をいただいて、僕自身は埼玉県人なので東京都の施策は詳しく分かっているほうではないと思うのですが、その中で様々な施策を拝見しながら、自分の知識で微力ながらですが、意見を言わせていただいたかと思えます。

東京都はいろいろなデータがあると思うのですが、男性の育児休業も増加しております。産後パパ育休の制度とか、いろいろな制度が改善している部分もあると思うのですが、その一方で、同じ参考資料3の31ページ、32ページのデータを見ると「子供と一緒に過ごす時間」の増加を見ると、平日の父親が大きく変化はしていないという状況も一方であるかと。男性の育休が増えているのだけれども、まだまだ男性が子育てに関わるという部分では少ないのかと。そのためにどういう施策を組み込んで

いくのかというところが、社会が、そして企業が、そして働き手が考えていくべきことなのかと思います。

先ほども言いましたけれども、都の様々な子育て施策を拝見させていただく中で、もちろん財政的なバックグラウンドがあってこそというところも、羨ましい部分も非常にありましたけれども、ただ先進的に感じる施策もいっぱいありました。本当に参考に、勉強になりました。

また、前期ですけれども、先ほど山本会長もおっしゃっていただいたように、ティーンズ・アクションとか、そういう新しい試み、今回の今期につながる試みだとは思いますが、参加させていただきました。本当にその中で先ほどおっしゃっていただいたようにクラウドで皆さんで意見を言い合うみたいな機会もあったりして、非常に貴重な時間をいただくことができました。

8年にわたってということなのですけれども、僕自身、3児のシングルファーザーで、8年前、まだ3人とも義務教育課程にいたのですけれども、今はもうすっかり春には長男が社会人になるというタイミングになって、子育ても大分肩の荷が下りてきてというところですが、そういう中で自分自身も放課後児童クラブを運営したりとか、PTAの小・中・高の会長もやりましたし、P連の会長などもやったりして、本当に子育てにどっぷりつきながら、また先ほど言ったように子育ての肩の荷が下りる中ですが、ちょうどまたそのタイミングで主任児童委員を12月から引き受けたりとか、ただ支援される側だったのが支援する側にも回ったりして、そういう関係性が非常に大事なかと自分自身も考えております。一方的なものではなくて相互の関係をいかにつくっていくかというところを土壌にしつつ、進めてもらえればと思います。

居場所事業も展開しておりますけれども、本当に様々な子供たちの課題、いっぱいあります。自分自身もそこを今回8年間で学ばせてもらったものを生かして、そのうちですけれども、東京都の皆さんにも報告できるような機会もできたらうれしいなと思っております。

8年間、ありがとうございました。

以上です。

○山本会長 吉田委員、本当にありがとうございました。私もそのうち半分ぐらい一緒にやらせていただいておりますけれども、本当に御自身の御体験も含めて、またお仕事も含めて、父親の参画などがまだちょっと珍しかった時代に大分普及に貢献していただいたかと思います。本当にお疲れさまでした。

もう一人、小野委員も実は今期でおしまいなのですけれども、今日は御欠席ということなので、お声を聞くことができませんけれども、お疲れさまとお伝えしておきたいと思っております。

では、これで本日予定いたしました議事は終了いたしました。

来期もお世話になります委員の皆様方、引き続き東京都の子供・子育て会議にお力添

えをいただければと思います。

また、今日いろいろ新しい部会もできますし、それから誰でも通園も含めて子供の健やかな居場所についてもまた皆様で考えていきながら、東京都の子供と家庭が幸せでありますように考えていく機会を頂戴いたしましたので、引き続きましてどうぞよろしくお願いたします。

では、本日は終わりましたので、事務局に一旦お返しさせていただきます。

○平川福祉局子供・子育て支援部子供・子育て計画担当課長 最後に、福祉局次長の浅野より一言御挨拶を申し上げます。

浅野次長、よろしくお願いたします。

○浅野福祉局次長 福祉局次長の浅野でございます。

関係4局を代表いたしまして、御挨拶申し上げます。

委員の皆様方におかれましては、日頃より東京都の子供・子育て施策の推進に格別の御協力を賜りまして、誠にありがとうございます。

そして、本日が今期の最後の会議であります。今期の委員の皆様方には約2年前、令和6年4月に御就任いただきまして、昨年度には第3期の子供・子育て支援総合計画の策定について、そして今年度はその評価指標や今日も御議論いただきましたが、子供・若者委員の任用などについて御議論いただきました。

専門家の立場から、また子供・子育て施策を提供する立場から、あるいはサービスの利用者の立場から、様々な視点、立場から御議論いただき、貴重な御意見を賜りました。本日いただいた御意見を含めまして、今後の施策の推進に生かしてまいりたいと存じます。

そして、来年度からは新たに子供・若者委員が加わります。また、令和9年度には第3期計画の中間見直しを予定してございます。

子供や子育て家庭を取り巻く社会課題は、高度化・複雑化してまいっておりますけれども、望む方が安心して子供を産み育てられる社会の実現に向けまして、出会いから結婚、妊娠、出産、子育て、教育などの切れ目のない支援を取り組んでまいる所存でございます。

今後とも東京都の子供・子育て施策を応援いただきますよう心からお願い申し上げます。挨拶とさせていただきます。誠にありがとうございました。

○平川福祉局子供・子育て支援部子供・子育て計画担当課長 本日も貴重な御意見をいただき、ありがとうございました。

また、2年間にわたりまして御協力いただき、ありがとうございました。

本日で今年度の会議は最後となります。

なお、本日の配付資料につきましては、お持ち帰りいただいて構いませんが、机に置いたままにいただければ、後日郵送させていただきます。よろしくお願いたします。事務局からは以上となります。

○山本会長 それでは、本日の会議、これで終了させていただきます。

本当に皆様、お疲れさまでした。ありがとうございました。お世話になりました。

オンラインの皆様、ありがとうございました。

閉 会

午後 5 時 3 9 分